

**\* 修正箇所のみ抜粋 \*****第4編 馬場馬術競技****第3章 競技、採点と成績****第418条 競技前のウォームアップ****2. 練習馬場**

2.1 選手が自由に使用できる広さ 60m×20m の練習馬場を少なくとも 1 つは設置することが望ましい。この馬場は競技用アリーナと同じフットイングで準備することを推奨する。主催者と JEF は、会場で放映するビデオ録画/ライブストリーミングのために、練習馬場を固定カメラで撮影することができる。(JEF)

**第423条 採点**

9. 総合観察点：選手が演技を終了した後に、総合的な印象調和とトレーニングスケールの実施に対して総合観察点が与えられる。

**第424条 ペナルティ－経路違反－失権****5. 失権の理由****5.2 反抗**

いかなる反抗も、20 秒を超えて以上継続して演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、役員あるいは観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から反抗の継続が 20 秒を超えていなくても 20 秒よりも早い時点で失権となる。この規定は、人馬がアリーナ外周に入った時点（つまり、A 地点から入場する前）から適応される。これは馬場馬術アリーナへの入場前の反抗についても適用する。

**5.5 許可されていない援助**

人馬がアリーナ外周に入った瞬間から演技が終了するまで、音声や合図など外部からのいかなる援助（イヤフォンおよび／または電子通信機器を含む）も、不正もしくは許可されていない援助と見なされる。不正もしくは許可されていない援助を受けた場合、当該人馬コンビネーションは失権となる。

**5.6 出血**

5.6.1 人馬がアリーナ外周に入った瞬間から演技が終了するまで、演技中にC 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血でないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終えることができる。

5.6.2 スチュワードが演技終了後の点検時に馬の口、または口元、あるいは拍車があたる部位に鮮

血を認めた場合、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。(JEF)

## 第 425 条 成績とスコア計算

### 5. スコアの計算

5.4 得点率：得点率の計算は次の原則および例に従い、すべて小数点以下第 3 位に四捨五入する。  
例えば ~~0.0011~~ 0.0010 - 0.0014 は切り捨てとし、0.0015 - 0.0019 は切り上げる。

## 第 4 章 選手

### 431 条 服装

2. 民間人 以下の服装着用が必須である：(JEF)

保護用ヘッドギア	ベースの色が黒または暗色
乗馬ズボン	白またはオフホワイト
ストックまたはタイ	白またはオフホワイト
手袋	白、オフホワイト、または燕尾服・ジャケットと同色
長靴	黒または暗色（皮革製品）
拍車	第 431 条 4 を参照

4. ~~拍車の着用は任意である。仕様については、馬場馬術の FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメント、FEI Tack, Equipment and Dress データベース、FEI Tack App を参照のこと。が、その材質は金属でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかで、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり（先端が鋭角でないもの）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質のノブ付き金属製拍車（いわゆる「インパルス」拍車）は使用が認められ、ノブは回転するものでもよい。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。~~

~~4.1 主催および公認競技会では適用しない (JEF)~~

## 第 5 章 馬/ポニー

### 第 434 条 馬装-装具

~~馬装、装具の要件は規定から削除する。馬装、装具については馬場馬術の FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメント、FEI Tack, Equipment and Dress データベース、FEI Tack App を参照のこと。~~

~~運動課目ごとの大小勒・水勒の使用について、別に定める（別表 1）。FEI 馬具、装具および服装に関するデータベース、あるいは FEI TackApp も参照のこと。(JEF)~~

以下について義務づけられている：馬場鞍、鎧、サドルパッド（鞍下ゼッケン※JEF注）、鼻革と銜がついた頭絡

1. FEI 制定課目は馬場鞍を必須とする（JEF 制定課目についてはその限りではない）。~~馬場鞍は馬体によくフィットし、ほぼ垂直に長いあおり革と、英国式鎧あるいはセイフティ鎧を備えたものであること。（JEF）~~

1.1 ~~鎧は閉鎖タイプのものであり、付属物があってはならない。セイフティ鎧は外側に開口部のある場合がある。足は全体あるいは部分的であっても包み込まれてはならず、また決して（マグネットなどで）鎧に付着させてはならない。~~

1.2 ~~サドルパッド（鞍下ゼッケン※JEF注）は白色かオフホワイトであること。サドルパッドの色（白色かオフホワイト）と明らかに異なる単色の縁飾りは認められる。ストライプ入りや多色のパッドは許可されない。~~

1.3 ~~サドルカバーの使用は認められない。~~

1.4 ~~ポメルストラップ（サドルホルダー※JEF注）を付けることができる。~~

## 2. 鼻革つき頭絡

2.1 ~~バックルや詰め物を除き、ヘッドストールと鼻革はすべて革あるいは革様素材で作られていなければならない。頭絡に詰め物をするとは認められる。ヘッドストールの皮革部分を補強するためナイロンあるいは他の非金属素材を使うことはできるが、馬体に直接接触するようではならぬ。項革と頬革についてのみ、弾力性のある詰め物をするのが許可されるが、馬体や銜に直接接触するものであってはならない。~~

2.1.1 ~~額革は必要であり、項革あるいはヘッドストールに接するパーツを除いては、革あるいは革に類する素材である必要はない。~~

2.1.2 ~~頭絡の項革は項のすぐ後ろに位置しなければならず、項の方へ広がっていても良いが頭蓋の背後にかかってはいけない。~~

2.1.3 ~~交叉鼻革あるいはミクレム頭絡が使われる場合を除き、喉革が必要である。~~

2.1.4 ~~手綱は頭絡銜から拳まで、途切れなく繋がっている革紐あるいは綱である。手綱に付属物を付けたり、延長させることは認められない。銜の両端は各々別の手綱に繋がっていなければならない。手綱はロープ素材で作られてはならない。~~

2.1.5 ~~いかなるレベルの競技でも、馬を傷つけるほどに鼻革をきつく締めてはならず、スチュワードマニュアルの鼻革プロトコルに定める検査の実施を推奨する。（JEF）~~  
2026年4月1日から、鼻革の検査については、獣医規程第1026条9を適用する（JEF）

2.1.6 ~~耳の自由な動きを妨げるいかなる用具も使用が禁止される。~~

2.1.7 ~~夫勒頭絡はカブソン鼻革と小勒銜、グルメット付き夫勒銜で構成されていなければならない。コンビ鼻革は下の“フラッシュ”ストラップなしで使用できる。カブソン鼻革やグルメットも馬を傷つけるほどにきつく締めてはならない。~~

2.2 ~~ダンプリクラスを除く~~ FEI 制定課目、第 2 課目 D 以上の JEF 制定課目では、水勒頭絡あるいは大勒頭絡の使用が認められる(別表 1 参照)。 (JEF)

2.2.2. ~~基本的な水勒頭絡には通常のカブソン鼻革、ドロップ鼻革、フラッシュ鼻革、交叉鼻革、コンビ鼻革あるいはミクレムの併用が必要であり、もしくはこれらに類似したデザインの頭絡使用が求められる。~~

3. ~~銜~~ ~~水勒銜、小勒銜、夫勒銜は滑らかな表面でなければならない。ねじり銜とワイヤー銜は禁止である。銜は金属、耐久性のあるプラスチック合成素材、あるいは弾力性のあるゴムで作られていなければならない。銜をゴム/ラテックスでカバーしてもよい。~~

~~銜は舌に力学的な拘束をもたらすものであってはならない。小勒銜/水勒銜および/または夫勒銜の銜身直径は馬を傷つけない程度とする。夫勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜は 10mm 以上とする。馬に使用する水勒銜の場合は直径 12mm 以上、ポニー用は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。~~

3.1 ~~水勒銜~~ ~~夫勒頭絡の使用が必須でない場合は水勒銜が許可される。~~

3.1.1 ~~水勒銜はルースリング、D-リング、エッグバットチーク、ハンギングチークと共に使用可能である。シングルジョイントあるいはダブルジョイントの水勒銜もアッパーチークあるいはロウアーチーク、フルチークもしくはフルマーチークと共に使用可能である。ルースリングにはリング周囲にスリーブ (sleeve) を付けることができる。~~

3.1.2 ~~水勒銜にはジョイントが 2ヶ所までであってもよい。ダブルジョイント水勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならない、ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部は銜身とは異なる方向へ傾斜していても良いが、丸みを帯びたエッジでなければならない、舌押えの作用があってはならない。~~

3.1.3 ~~ダブルジョイント水勒銜あるいは回転式銜身付きの水勒銜は、舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ 30mm とする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならない、その幅は少なくとも 30mm 必要である。ジョイントあり/なしの水勒銜の銜身は、上述した寸法内でカーブしていてもよい。~~

3.2 ~~小勒銜~~ ~~小勒銜は、夫勒銜と併用して夫勒頭絡を構成する水勒銜と定義される。~~

3.2.1 ~~小勒銜はルースリングおよびエッグバットチークとの併用が可能である。~~

3.2.2 ~~小勒銜には 1ヶ所あるいは 2ヶ所のジョイントがなければならない。ダブルジョイント小勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならない、ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部に舌押えの作用があってはならない。~~

~~3.2.3 銜の中央接続部にロックがかかり、ミュレンマウス水勒銜の効果がある小勒銜は許可されない。~~

### ~~3.3 夫勒銜~~

~~3.3.1 夫勒銜の銜身から下のレバーアーム（銜枝）の長さは10cmまでとする。アッパーチークは曰ウアチークより長くしてはならず、5cm以内とする。夫勒銜に遊動式銜身がついている場合、夫勒銜の銜身から下のレバーアームの長さは、銜身が一番高い位置にある時に10cmを超えてはならない。~~

~~3.3.2 夫勒銜には真直ぐなチークあるいはS字形チークをつけることができる。回転式レバーアーム（銜枝）を付けてもよい。~~

~~3.3.3 銜身は真直ぐであるか、あるいは舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ30mmとする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならず、その幅は少なくとも30mm必要である。~~

~~3.3.4 グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革、ゴム、あるいはシープスキン製でもよい。グルメットのフックは固定しても、固定しなくてもよい。リップストラップ、およびゴムや皮、シープスキン製のグルメットカバーは任意である。~~

42. 鞭 すべての競技会において、アリーナでの演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。ただし練習馬場で全長が1.20mまで（ポニーの場合は1.00mまで）の鞭を1本使用することは認められる。鞭は競技用アリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。（JEF）

42.1 競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、あるいは調馬索運動（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、鞭を1本（1.20m以内/ポニーの場合は1.00m以内）携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索運動を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。安全上の理由から、表彰式では鞭の携帯が認められる。

~~5. 装具~~ トレーニング、ウォームアップおよび競技においてマルタンガール、胸あて、ビットガード、あらゆる装具（ベアリングレイン、サイドレイン、ランニングレイン、バラシングレイン、ネーザルストリップなど）、および馬の視界を妨げるあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止され、これに違反した場合は失権となる。

### ~~6. 追加項目~~

6.13. 人工の尾/長く見せるために付ける尾の使用が認められる。（ホックや紐穴を除いて）人工の尾に金属部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.24. イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならない。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

6.35. 馬に耳栓を使用することは禁止であるが、安全上の理由からホースインスペクションと表彰式においては許可される。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.46. 馬に人工的な飾りを施すことは認められない。馬体のいかなる部位にも塗料を塗ることは認められず、傷あるいは怪我の存在を隠すために使用することも許可されない。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.5 ~~馬の目周囲に何らかの物質（シェイピングクリームなど「マシユマロフラフ」様のもの）を使用して泡立ちを模することは厳しく禁止される；本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。~~

9. ウォームアップとトレーニングエリア 前記 1 項～7 項はウォームアップ馬場や他のトレーニングエリアにも適用されるが、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒頭絡、ブーツ、バンテージの使用が認められる。また、水勒時のみ、補助器具として折り返し手綱の使用のみ認められる。（JEF）

ただし、JEF 主催大会における折り返し手綱の使用について、以下の表の通りとする。

ウォームアップ馬場及びトレーニングエリアで折り返し手綱の使用が認められる競技			
	全日本馬場 Part I	全日本馬場 Part II	全日本ジュニア馬場
<u>2025 年度</u>	<u>全て不可</u>	<u>選手権のみ不可</u>	<u>U30 競技のみ不可</u>
2026 年度	全て不可	全て不可	全て不可

## 第 439 条 馬のスクーリング

1. 主催競技会における、入厩後の選手以外の騎乗については、下記の通りとする。（JEF）

### ・全日本パート I、パート II

	<u>全日本パート I</u>		<u>全日本パート II</u>	
	<u>選手権競技</u>	<u>それ以外の競技</u>	<u>選手権競技</u>	<u>それ以外の競技</u>
<u>2026 年度</u>	<u>禁止</u>	<u>可</u>	<u>禁止</u>	<u>可</u>
<u>2027 年度</u>	<u>禁止</u>	<u>禁止</u>	<u>禁止</u>	<u>禁止</u>

### ・全日本ジュニア

	<u>全日本ジュニア</u>			
	<u>ヤング ライダー 選手権</u>	<u>ジュニア ライダー 選手権</u>	<u>チルドレン ライダー 選手権</u>	<u>U30 選手権 インター</u>
<u>2026 年度</u>	<u>当日のみ禁止</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>当日のみ禁止</u>
<u>2027 年度</u>	<u>禁止</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>禁止</u>

## 付則 5 制裁措置 – 要約 (JEF)

掲載されている制裁措置に加え、JEF 一般規則に従って該当機関により他の制裁措置が科される場合もある。

条項番号	条項抜粋	制裁措置
424	スチュワードが演技終了後の点検時に馬の口、 <u>または口元</u> 、あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。 (JEF)	失権
<del>434</del>	<del>馬の口周囲に何らかの物質 (シェイピングクリームなど「マッシュマロフラフ」様のもの) を使用して泡立ちを模することは厳しく禁止される；本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。</del>	<del>イエローカード /失権</del>